

<p style="text-align: center;">生産施設</p>	<p>① 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む。）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程、熱供給業における熱発生工程（以下「製造工程等」という。）を形成する機械または装置が設置される建築物</p> <p>② 製造工程等を形成する機械または装置で建築物の外に設置されるもの（製造工程等形成施設の主要な部分に係る附帯施設であって、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないことが特に認められるものを除く。）</p>
<p style="text-align: center;">緑地</p>	<p>緑地は、次に掲げる土地又は施設（建築物等施設に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）とする。</p> <p>① 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの</p> <p>② 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設</p>
<p style="text-align: center;">環境施設 (緑地を除く)</p>	<p>次に掲げる施設の用に供する区画された土地（緑地と重複する部分は除く。）で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するように管理がなされるものとする。</p> <p>① 噴水、水流、池その他の修景施設</p> <p>② 屋外運動場</p> <p>③ 広場</p> <p>④ 屋内運動施設</p> <p>⑤ 教養文化施設</p> <p>⑥ 雨水浸透施設</p> <p>⑦ 太陽光発電施設（施行規則第二条に規定する生産施設に該当するものを除く。）</p> <p>⑧ 上記施設のほか、工場又は事業場の周辺地域の生活環境の保持に寄与することが特に認められるもの</p>